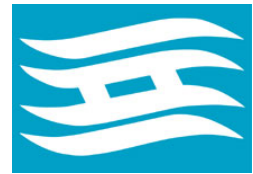


兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	1

公布された法令のあらまし

●環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第27号）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正により、改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する重点促進区域において市町が指定する工場等の新增設を促進する必要がある区域における製造業等に係る工場等の緑地等の面積の敷地面積に対する割合について、当該市町は、条例で、工場立地法の規定に基づき経済産業大臣等が定める準則に代えて適用すべき準則を定めることができるものとされること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第27号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第42条の2の3中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「企業立地促進法」を「地域経済牽引事業促進法」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「同意企業立地重点促進区域」を「工場立地特例対象区域」に、「企業立地促進法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種に属する事業」を「地域経済牽引事業促進法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業」に改める。

別表第19中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「企業立地促進法第10条第2項」を「地域経済牽引事業促進法第9条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第2条の規定によりなお効力を有するものとされる同条に規定する旧同意基本計画に係る同条に規定する旧法（以下「旧法」という。）第10条第1項に規定する同意企業立地重点促進区域（同項に規定する条例の適用を受ける区域に限る。）における環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）第118条第1項に規定する規則で定める工場等の敷地の緑化基準及び同条例第118条の2第1項に規定する規則で定める建築物（工場立地法（昭和34年法律第24号）第2条第3項に規定する製造業等に係る工場等である建築物及び旧法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種に属する事業の用に供される建築物に限る。）の敷地の緑化基準に関する改正前の環境の保全と創造に関する条例施行規則第42条の2の3に規定する特例については、なお従前の例による。